

別表第九号(第 65 条第 2 項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等

注 1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第 111 条第 1 項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

注 2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注 3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。